

○自動車交通振動の限度に係る特に静穏の保持を必要とする区域等

平成24年4月1日

土浦市告示第91号

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2の備考第1項及び第2項の規定に基づき、自動車交通限度に係る特に静穏の保持を必要とする区域等として、市長が指定する区域の区分及び時間の区分を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

1 区域の区分

- (1)第1種区域 平成24年4月1日土浦市告示第89号により指定された地域(以下「指定地域」という。)のうち、第1種区域として指定された区域
- (2)第2種区域 指定地域のうち、第2種区域として指定された区域

2 時間の区分

- (1)昼間 午前6時から午後9時まで
- (2)夜間 午後9時から翌日の午前6時まで